

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
久万高原町	明神地区(横通集落)	令和5年3月28日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	131,855㎡
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	131,855㎡
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	62,892㎡
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	56,209㎡
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0㎡
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7,500㎡
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

横通集落は中山間地域直接支払制度を活用するなどして農地の保全に取り組んでおり、集落内の耕作農地131,855㎡の内76,870㎡を中心的な担い手が耕作している。しかし、後継者が未定の農地が多く、今後貸し出し希望が増えてくることが予想されるため、将来を見据えた担い手の確保や農地の集積を推進していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

横通集落の農地は、現状耕作している6名の農家及び4月より新規就農を予定している1名の農家を中心経営体として農地の集約化を進める。

横通集落における将来的な後継者不足解消のため、農業公園の研修生をはじめとする新機就農者の受け入れを促していく。また、松山市からアクセスしやすい環境であることから、町外在住農家の受け入れになどについて前向きに検討する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	22,454 m <sup>2</sup>	水稲	1,000 m <sup>2</sup>	横通
	B	水稲	16,117 m <sup>2</sup>	水稲	1,000 m <sup>2</sup>	横通
	C	水稲・露地野菜	11,479 m <sup>2</sup>	水稲	1,000 m <sup>2</sup>	横通
	D	水稲	9,388 m <sup>2</sup>	水稲	1,000 m <sup>2</sup>	横通
	E	水稲	9,041 m <sup>2</sup>	水稲	2,000 m <sup>2</sup>	横通
	F	水稲	4,116 m <sup>2</sup>	水稲	1,000 m <sup>2</sup>	横通
認就	G	施設野菜	4,275 m <sup>2</sup>	施設野菜	500 m <sup>2</sup>	横通
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
計			76,870 m <sup>2</sup>		7,500 m <sup>2</sup>	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>① 農地の貸付け等の意向 集落内で新たに農地の貸付意向が確認された場合は、中心経営体で対応を協議する。</p>
<p>② 農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、機構への農地の貸し付けを積極的に行っていく。</p>
<p>③ その他 中山間地域直接支払制度の協定組織の活動を軸として、農地の保安全管理活動に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。